主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、末尾添付の弁護人松本光の提出した控訴趣意書に記載のとおりである。これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に則り、本件控訴を棄却し、当審における訴訟費用は同法第百八十一条第一項本文に則り全部被告人に負担させることとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 中村光三 判事 滝沢太助 判事 久永正勝)